

## 平成28年度 第1回和歌山市総合教育会議 議事録

### 1 日時

平成28年7月12日(火)

午前10時00分～午前11時30分

### 2 開催場所

本庁舎7階 記者会見室

### 3 議題

- (1) 「(仮称)和歌山市家庭教育支援条例」について
- (2) その他

### 4 出席者

市長	尾花 正啓
教育委員会委員長	中村 裕
教育委員会委員	室 みどり
教育委員会委員	中迫 廣
教育委員会委員	金子 富貴子
教育長	原 一起
福祉局長	平田 謙司

### 5 出席した関係者の職及び氏名

総務局長	田又 俊男	教育局長	北 克巳
総務部長	吉増 健	教育総務部長	中北 晴美
総務課長	井上 博司	教育政策課長	南 敏博
総務課班長	權藤 裕子	教育政策課班長	亀岡 伸次
総務課主事	小切 隆史	教育政策課事務副主査	山本 泰伸
自治振興課長	竹内 学	教育施設課長	清水 幹夫
地域保健課長	川口 隆弘	スポーツ振興課長	小川 直寛
障害者支援課長	坂下 雅朗	学校教育部長	勝本 泰弘
こども未来部長	宮崎 久	学校教育課長	神崎 信彦
保育こども園課長	辻 淳宏	学校教育課副課長	東 康修
こども総合支援センター長	森 賀孝	学校教育課副課長	山本 貴子
産業政策課長	松村光一郎	子ども支援センター長	西野 孝
		教職員課長	梅野 作治
		教育研究所長	市川 圭造
		保健給食管理課長	加藤 智康
		生涯学習部長	太地 秀久
		生涯学習課長	生地 顕

青少年課長	小井 淳司
文化振興課長	高松 通博
市民図書館副事務長	関 政信
博物館長	額田 雅裕

## 6 議事の経過

開会 10:00

### 総務部長

定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回和歌山市総合教育会議を開催いたします。本日も、市長、教育委員会委員長、委員の皆様、教育長、福祉局長の全員の出席となっております。なお、福祉局長につきましては、4月1日付け人事異動に伴いまして、今回から平田謙司局長に出席していただいております。

ここからは、市長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### 市長

皆様、おはようございます。本日は、平成28年度第1回総合教育会議にご出席いただき誠にありがとうございます。教育委員の皆様には、平素から和歌山市の教育行政の推進に大変ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この和歌山市総合教育会議は昨年の4月に設置させていただいて、子どもたちの教育について、さまざまな角度から議論を深めさせていただきました。公開の場ということでやりにくい面もあったと思いますけれども、昨年は和歌山市の教育振興基本計画を策定させていただき、それを和歌山市教育大綱とさせていただきました。昨年制定させていただいた教育振興基本計画の中でも和歌山市が目指す教育ということで基本理念というのを掲げさせていただいております。「教育の根幹は『人づくり』であり、その『人づくり』の基盤となるものは、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体と考えます。」と書かせていただいております。

今回の会議では、基本理念に基づきまして社会全体で家庭教育を支え、家庭教育支援に関する施策を推進するために、「(仮称)和歌山市家庭教育支援条例」の制定を議題とさせていただきました。委員の皆様のかたんのないご意見をお聞かせいただければと思います。限られた時間ではありますが、本日の会議が有意義な会議となりますようご協力をお願いしまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、前回の総合教育会議の議事内容についてまとめていますので、事務局から説明いたします。

### 総務課長

事務局の総務部総務課長の井上です。座って説明させていただきます。

前回の総合教育会議の議事内容について、説明させていただきます。日時は、平成27年12月15日午前10時から12時まで、会場は本庁7階記者会見室で行われました。出席者は、市長、教育委員会委員長、教育委員会委員、教育長、福祉局長でした。議題である「和歌山市教育振興基本計画(案)」について、教育委員会事務局から説明させていただき、様々なご意見を頂きました。頂いたご意見を反映させ、教育振興基本計画を策定し、個々にご覧いただき

了解を得た上で正式に策定とすることが決定されました。その他議題として「学校の適正規模化」について、老朽化した校舎の整備基準、地域的な新たな取組を考えるなどのご意見を頂きました。また、「子どもたちのSNS利用」について、育友会やPTAの協力を得ながら大人の意識を変えるべきなどのご意見を頂きました。議事録については、お手元に配布させていただいております。

また、その後の経過ですが、「和歌山市教育振興基本計画」については、前回の会議後、教育委員会事務局で修正したものを、個々にご覧いただき了解を得た上で、平成27年12月25日に策定し、同28日にホームページに掲載しました。また、当該計画をもって「和歌山市教育大綱」とする旨も同時にホームページに掲載しましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

## 市長

ありがとうございました。それでは早速議題に入らせていただきます。議題1の「(仮称)和歌山市家庭教育支援条例」について、事務局から説明をお願いします。

## 総務課長

それでは、まず配布資料の確認をお願いします。

「(仮称)和歌山市家庭教育支援条例制定について」として、資料を一つにまとめさせていただいております。内容は、「(仮称)和歌山市家庭教育支援条例制定に向けて」、「平成27年度全国学力・学習状況調査(質問紙)の結果」、「インターネットモニターによる調査の結果」、「施策一覧」、「条例の構成」、「条例案」、最後に「スケジュール」となっています。以上でございます。内容については、教育委員会事務局から説明させていただきます。

## 学校教育部長

教育委員会事務局学校教育部長の勝本でございます。それでは、「(仮称)和歌山市家庭教育支援条例」について、説明させていただきます。着席させていただきます。

配布の資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。平成18年度の教育基本法の改正により、第10条第1項に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と、家庭教育についての記述が新設されました。さらに、第10条第2項で、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と追加されております。近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化等により家庭が孤立化し、保護者の子育てへの不安や負担感の増大とともに、家庭や地域の教育力、子育て力の低下が指摘されています。このような状況の中、資料の「条例制定の動き」のところに記されております熊本県をはじめとする①から⑨の県や市では既に家庭教育を支援する条例の制定がなされ、行政サイドからの取組も始まっております。

ここで和歌山市の家庭教育の現状と課題について少し説明をさせていただきます。資料3ページをご覧ください。「平成27年度全国学力・学習状況調査(質問紙)の結果」をご覧いた

だきたいと思います。プリントの左の列が小学6年生、右の列が中学3年生の回答であります。それぞれの質問に対して、その回答を、全国、県、市と比較しております。

まず、基本的な生活習慣に関わっては、和歌山市では小学6年生の85.2パーセント、中学3年生の80.3パーセントの子どもたちが朝食を毎日食べているという状況であり、市、県、全国に余り差はありません。しかし、毎日ほぼ同じ時間に寝ている児童生徒は、全国的に見て30パーセントから40パーセントしかいないという実態があります。

地域との関わりという点では、「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」という問いに対し、和歌山市で「参加している」と答えたのは、小学6年生で23.9パーセント、中学3年生で8.0パーセントと低く、全国との比較においても更にこの部分については低くなっております。

次に、4ページをご覧ください。「社会に対する興味・関心」という点で、「地域や社会で行っている問題や出来事に関心がありますか。」という問いに対しても、「関心がある」と答えたのは、小学6年生で24.5パーセント、中学3年生で13.8パーセントと低く、全国との比較においても更に低くなっています。地域とのつながりが希薄化し、社会に対する興味・関心が低いと言わざるを得ないという状況になっています。

「家庭学習」という点においては、「家で学校の復習をしていますか。」という問いに対して「している」と答えたのは小学6年生で41.7パーセント、中学3年生で35.5パーセントと低く、全国との比較においても更に低くなっています。

5ページをご覧ください。「メディアとの関係」という点において、「1日に2時間以上ゲームをする。」と答えたのが、小学6年生で35.0パーセント、中学3年生で47.0パーセントと、全国と比べても多く、「1日に2時間以上、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする。」と答えた中学3年生が41.1パーセントもあるという状況です。小学6年生はさすがに11パーセントと、まだ少ない状況になっています。

「家庭でのコミュニケーション」に関しては、「家の人は、授業参観や運動会などの学校行事に来ますか。」という問いに対し、特に中学3年生が32.3パーセントと低く、全国との比較においても非常に低くなっています。

続いて、6ページをご覧ください。子どもたちの「自尊意識」という部分においても、「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していますか。」「自分にはよいところがあると思いますか。」という問いに対し低い数字であり、市は全国に比べても低い数字となっています。さらに、「将来の夢や目標をもっていますか。」という問いに対しても、中学3年生で43.1パーセントしか将来の夢や目標を持っていないという結果になっています。

資料の2ページにもう一度お戻りいただきたいと思います。このような状況に対して市の行政としては、地域保健課、子育て支援課、こども総合支援センター、子ども支援センター、生涯学習課がそれぞれ、資料2ページ上部に挙げているような事業を現在展開中です。それぞれの事業の内容については、12ページのところに「家庭教育、子育て支援等に関する施策一覧」に示しております。

続いて、7ページをご覧ください。7ページは、「家庭教育について」のインターネットモニターによる調査結果ということでございます。369人の方々に回答いただいた結果の概要について、更に少し説明をさせていただきます。このモニターの方々には約半数が30代と40代の方々になっております。真ん中少し下の問1を見ていただきたいと思いま

す。「あなたは家庭教育を重要だと思いますか。」という問いに対して、「とても重要だと思う」「ある程度重要だと思う」と答えた人が合計で97.9パーセント、ほとんどの人が家庭教育の重要性を唱えています。そして、問1-1で「家庭教育の内容として重要だと思うもの」は何か3つまで選んでくださいということに対しては、1番は「基本的生活習慣」、2番は「礼儀作法・マナー・言葉遣い」という結果でした。

続いて、8ページをご覧ください。問2では、「あなたは近年、家庭における教育力がどう変化していると思いますか。」という問いに対し、「やや低下している」「とても低下している」と思っている人が、合計で68.8パーセントを占めています。そして、問2-1の家庭の教育力が「低下した理由」は何かという問いに対し、1番が「親の過保護や過干渉」、これが48パーセント、2番が「学校への教育・しつけの依存」ということで44.1パーセント、3番が「親の無関心」ということで43.7パーセントとなっています。

問3では、「家庭の教育力をより高めるには、どのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対し、1番が「地域であいさつ運動や清掃活動などを行う」、48.5パーセント、2番が「地域で家庭教育支援のグループを作り、地域の子育て中家庭を支援する」、40.4パーセント、3番が「親が地域活動に積極的に参加する」、40.1パーセントとなっています。

10ページをご覧ください。問4のところでは、「子育てや家庭教育に関する学習会や講座について、どのような方を対象に行うのが効果的だと思いますか。」という問いに対して、1番は「小学生の子を持つ親」、70.2パーセント、2番は「乳幼児期の子を持つ親」となっています。

問5では、「家庭教育支援に関して、行政は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。」という問いに対して、1番が「家庭教育支援に関する指導者、子育てサポーターなどの育成」、2番が「民間団体、事業所、学校等と連携協働したキャンペーン」、3番が「家庭教育、子育てに関する相談事業」、このような結果が出ております。

もう一度、2ページへお戻りいただきたいと思います。このような子どもたちの状況や市民のご意見を踏まえると、市民の方々が家庭教育や子育てのことについて、より相談しやすい環境を整えるためには、個々の事業や支援の相談窓口を、より一層、何でも相談しやすいように総合窓口として一本化すべきではないか、あるいは、研修会やセミナーに本当に来てもらいたい人が来てもらえていない現状を考えたとき、アウトリーチ型、訪問型の支援へ転換を図っていかなければならないのではないかという考えが強まってきます。様々な支援機関と学校や保健・福祉部局とが、包括的で密接なネットワークを組み、スクールソーシャルワーカーや民生・児童委員、臨床心理士、教員等で家庭教育支援チームを作り、孤立しがちな家庭に対して、よりきめ細かい組織的な支援が重要になってきているということが言えると思います。

そこで、具体的な施策を立て、家庭支援を実施していく上での根幹となる家庭教育支援条例について、素案を作りました。まず、13ページをお開きください。13ページから14ページにかけては、条例の構成として、その骨格を示させていただきました。具体的な条例文の案は、15ページから18ページのところに示させていただいております。

まず、13ページ上部に示させていただいている条例構成という部分をご覧ください。条例にはまず前文があります。この前文は、6つの段落で構成をさせていただいております。13ページの下側に前文を、段落ごとに少し行間を取り、示させていただいております。前文では

第1段に、「家庭は、教育の根幹である人づくりの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点である。そして、家庭で育まれるものである。」ということを書いております。2段では、「和歌山市では、四季を通じて温暖で豊かな自然環境の下で先人が育んだ伝統・文化・技を受け継ぎながら……子どもたちの健やかな成長を見守り、支えてきた。」ということを書いております。3段では、そういうことを踏まえているんですが、「近年では……家庭や地域の教育力、子育て力の低下が指摘されている。」という部分を書いております。4段では、「これまでも、『ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育』を合言葉に、地域社会全体で将来の和歌山市を創造できる人を育てる教育の充実に取り組んできたが……より一層の支援を進めていくことが求められている。」と書かせていただき、5段のところでは、「社会全体が家庭教育の自主性を尊重し……連携を図り、家庭教育を支えていくことが必要である。」という形で、前文を構成させていただいております。

「目的」については第1条に、「基本理念」の部分は第3条に、「市の役割」という部分は第4条に、「保護者の役割」ということでは第5条に、「学校等の役割」ということで第6条に、「地域住民及び地域活動団体の役割」ということで第7条に、「事業者の役割」を第8条に、そして第4条のところで「市の役割」ということを示しているんですが、その中で特に「親としての学びの支援」ということを第9条に、更に「親になるための学びの支援」ということで第10条に、そして「人材の養成」を第11条に、「連携した活動の促進」を第12条に、「相談体制の整備・充実」を第13条に、「広報及び啓発活動の充実」を第14条に、ということで構成を示させていただいております。それぞれの条文の素案についての文言は15ページから18ページのところに書かせていただいております。

そして、19ページをご覧ください。19ページには、(仮称)和歌山市家庭教育支援条例制定に向けた今後のスケジュールを示しております。今日、この会議でご協議いただいた後、8月中にパブリックコメントを頂き、9月下旬には条例案を確定し、10月には教育委員会、政策調整会議へと順に付議し、10月下旬には市長の決裁を頂いた上で12月議会へ提案をしていければと、そういう計画を立てております。

それでは、条例案について、様々なご意見を頂ければと思います。市長、この後の司会進行のほど、よろしく願いいたします。

## 市長

はい、ありがとうございました。それでは条例案について、ご意見を頂きたいと思います。

それでは、私のほうから。去年12月に教育振興基本計画を作って、その第7-1-①で家庭教育をうたっているが、教育振興基本計画と今回の条例の関係で、教育振興基本計画はインターネットモニターとかいろんなことを踏まえて、家庭教育をうたっていると思うんですが、教育振興基本計画と今回の条例とは整合がとれているのかな。教育委員会事務局。

## 学校教育部長

はい。振興基本計画の中でも、家庭教育ということの重要性はうたっておりますので、特に前文の中でも第4段目のところで、「ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育」という部分は振興基本計画の中でも大きな目標として掲げておりますので、そういう意味で整合性をとりながら作成を進めていっております。

## 市長

振興基本計画の家庭教育には4つの柱があるんです。1つ目は「家庭教育・子育て支援の充実」、2つ目は「家庭教育を支える人材育成」、3つ目は「PTA育成の推進」、4つ目は「放課後児童の健全育成」となっていて、4つの体系に分けているんですが、条例の体系はちょっと違うんですね。それは、何か意味があるんですか。

## 学校教育部長

当然いろんな他府県の家庭教育支援の条例も研究してきております。その中で、人材の育成であったり、相談体制の整備充実であったり、あるいは広報活動、そういう部分というのは非常に大事になる部分であり、他府県、他都市のことも研究しながら、載せるべき条項ということで整理をした結果、今日お示しさせていただいている条例案の構成になっているということでありまして、振興基本計画とはそぐわないとか異なってくるということではなく、より細かく分けていったという、そういう経緯があります。

## 市長

ちょっと納得しにくいです。この教育振興基本計画というのは、去年12月に作ったばかりです。その時にはいろんな事例を踏まえて作っているはずでしょう。そこから更に追加されたというのは何か理由があったわけですか。1月から以降で。

## 学校教育部長

家庭教育については、重要性が最近特に言われております。議会の中でも、3月の段階で、家庭教育について特に重要ではないか、行政として支援していくことが重要ではないかと、そういう議論も出ております。それを受けて、市長も重要だということで、その意向を受けて、条例化していくと。事務局としては、条例化し、それぞれの条項を根幹にしながら、具体的な施策へと結び付けていくということを進めていくのが、今後の具体的な活動を進めていく上では非常に有効ではないかと考えています。

## 教育長

教育振興基本計画の家庭教育の段のところですが、これは行政が主体となってやるべきことを中心に置いているというのが教育基本計画の構成となっています。今回、家庭教育支援条例については、もちろん行政の役割も大事なんですけども、それだけでは成し得ないだろうということで、保護者であり学校であり地域であり事業者でありということで、それぞれが責任を持ってなすべきことを考えてもらおうじゃないかということで、幅広く、原点に立ち返っての条例構成にしております。計画のほうは行政主体としての支援のあり方が前面に出て、行政としてすべき内容というのを主にとっている構成になっています。この7-1-①から7-1-④にかけては、主体が行政中心の内容で作っているところです。そこから取り出して、家庭教育におけるそれぞれの主体のあり方というのを強調したのが条例の構成です。

## 市長

わかりました。教育振興基本計画はどちらかというと行政側の計画であって、家庭の役割とか家庭での保護者の役割とか、そういったことを新たに条例で足していくという感じですか。

## 教育長

足しているということですか。

## 金子委員

今のところに付け加えてなんですが、振興基本計画のほうでは、地域社会と家庭ということが家庭教育のところで出てくるんですけども、今回の条例では、更に一步広がって、事業者も条例の主体に入ってきていますので、そこは振興基本計画より更に広く見て、保護者が働いていたら、そこでいろいろな影響を受けるわけですから、事業者自体にも協力をお願いするという意味で、大事な意味があるのではないかと思います。

## 委員長

1 ページを開いていただいて、「教育基本法と家庭教育」というところがあるんですが、教育基本法第10条というのは改正教育基本法で、2006年に成立した法律ですが、それまでは昭和22年というから、1947年以降ずっと旧の教育基本法があったんですが、そこで家庭教育というのは取り上げられているんですけども、社会教育の一環として、家庭教育というのが取り上げられていたんです。ところが今回は、家庭教育だけに、ある意味特化して第10条と、第10条も第1項と第2項というようになって、これは前文とも関係してくるんですが、前文では法律の精神をどこまでとってるかということが非常に大切だと思うんです。前文のほうへ入っていくわけですから、第10条の第1項というのは、家庭教育の主体はあくまでも親、保護者ですよということで、第2項は、その親、保護者を支援するのは、やはり行政とか学校とか地域社会とか事業者ですよと、これが第2項の主張なんですけど、それに基づいてこの前文というのができていたらいいじゃないかというふうに前文を読ませていただきました。こうした新しい教育基本法の第10条にのっっているんじゃないかと、完璧に全部網羅することは前文ではちょっと難しいですけど、新しい教育基本法の第10条の精神にのっっているもので、前文としては、細かいところの表現はあるとしても、概ね了としたいというふうに思っております。

## 市長

ありがとうございます。今、委員長から、前文についてのご意見を頂いたんですが、どうでしょうか。まず前文についてしぼると、大体網羅されているんじゃないかと思うんですが、よろしいですかね。

## 室委員

家庭教育をする人たちが、家庭で特に核となる幼児期辺りに、どんなものを育てていくのかという、そういう目標的なことを理解されていない。これは第11条に載っているんですが、幼児期の教育というのは、幼稚園・保育所のもではなく、幼児期の子どもたちの教育はこうあれという形で、生涯の人格形成の基礎を培うという、大きな一つの課題が出されているんで

す、教育基本法で、平成18年に出されたときに。こうしたことをひとつ、親にも、現実何をしなければいけないかというようなことを、はっきりと伝えられるような言葉がどこかに入って、そして家庭は教育の根幹であるというようにもっていかれるといいんじゃないかなと、これを読むといつもそう思うんです。

## 市長

今のご意見に対してどうですか。教育基本法第11条も入れたらどうかというご意見ですが。

## 学校教育部長

今おっしゃられたこと、そういうところは非常に大事だと思っております。それを踏まえて参考にさせていただきたいと思います。

## 市長

どんな形でですか。

## 教育長

教育基本法の改正で、第10条で新たに家庭教育の項が新設されて、それに加えて第11条に幼児期というのが出てきているということです。今、家庭教育支援条例を作っているわけですから、前文に入れるとしたら、非常に入れにくいんですけど、中へ溶け込ますとすれば、一番下の5段目の中くらいかなと。余り幼児教育だけを前文の中にピックアップするのはしにくいかなと思うんですが。ただ、教育基本法で強調されているのは、幼児期の教育が特にその中でも重要性を持って出てきているので、そこからいって5段目の中に入れるのがいいかと思うのですが。

## 室委員

3歳児教育というのは昔から一番大切な時期だという考え方の中で、家庭で育てられていると思うんですが、親に伝えておきたいなという、そんな思いがあります。「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う」というような、どんと上に乗っかっていくのはどうだろうなと思います。そして、「家庭の教育は、」というように。というのは、よそのを読ませていただいても内容の出だしがよく似てるんです。ですから、そこをちょっと強調していける一つの方法かなと思ったりしますので、ご検討をいただけたらと思います。

## 福祉局長

保育所を持っている福祉局なんですが、私としては今言われた「家庭教育の意義を見つめ直し」の後ぐらいに、「幼児期からの家庭教育」という感じのものを入れていただければと思います。今、委員が言われたように、確かに、三つ子の魂百までという古くからのことわざがあるとおり、うちの福祉局としては、幼児期子どもたちを見て、次の学校教育に送って、最終的に高齢者として、また戻ってきてくれるというような循環の中で、福祉ってあると思うんです。その中で、一番最初の取っ掛かりであるのが、幼児期、3歳だと思うので、「見つめ直し」の後ぐらいに、「幼児期からの」という言葉を、もし入れていただければ、ひとつご検討

いただきたいなとは思いますが。

### 委員長

前文というのは、細かいところは入らないんですね。条文の中でそれが検討されていくのであって、それじゃあ妊産時のときはどうしたらいいんだとなってきますので。アンケートの中でも、妊産時教育もやってほしいということも入っているんでね。前文というのは、概ね法律にのっとって作られて、そして条文の中で子育て支援とか、あるいは妊産時教育、そういうのが入ったらいいので。今話し合いをしているのは前文でしょう。だから、具体的なものとしたら、それも条例には入らないと思うんだけど、実際にやっていくのなら、例えば福祉の施設の中でできるし、前文というのは余り細かいところまでは入れる必要はないと思うんです。

### 市長

はい、わかりました。ほかはどうですか、前文についてのご意見。室委員は第11条に幼児教育の重要性がうたわれているんだから、前文の中にうたったらどうかというご意見であるし、委員長は前文というのは全体をカバーしたようなものがないのではないかとということですけども、ほかはどうでしょうか。

### 委員長

教育基本法でも、第10条の第2項には、保護者への支援があります。その支援は、行政だけでなく、学校も事業者までも含めた支援ですよ。それにのっとった前文ですので、だから事務局が作ってくれたこの前文を概ね了としています。細かい字句の修正はあったとしても。市として、この条例の提案の理由をはっきりさせとかないと、とんでもないことになってしまう。これを市民は要求してるのか、これが出てきた根拠は何なのか、ということにならないように、第10条第2項で支援をするというように。実際に困っているという保護者のアンケート結果がたくさんあるんですよ。これが提案理由の一つの大きな根拠なんですよ。家庭教育は低下しているというのが98パーセントで、100パーセントに近い、これが根拠となる資料です。市民がこんなふうに思っているから、市はこういう条例を議会へ提案し、検討してくださいということになる。条例を撤回せよという自治体もあるんです。しっかりとした提案理由をバックボーンとして持っとかないと、そのバックボーンは何かといたら、根拠となる資料は市民アンケートですよということを持っておかないと。違う方向へ行ったら、せっかく条例をお願いするのに。

### 市長

どうですか、ほかに何かないですか。

### 中迫委員

幼児期からの家庭教育も大事な事なんですけど、この家庭教育の中に包括されるというか、前文の捉え方としたら、やはり大きなところで捉えたほうがいいのかなという気はします。

### 室委員

アンケート関係の記述というのはかなりヒントにもなるような、また実際に相談などもされるんですが、家庭教育っていうのが何を指しているのかわからないとか、自立性っていうのは何を言っているのかというように、はっきり理解されていない。そういう内容のことを、大きくもっと出してあげれば良いと私は思いましたけど。でも、これから講習をしていくときにリーフレットなども作っていくでしょう。そうした中でしっかりした意識を持たせるということはできるわけですから、今のご意見のように前文にわざわざ載せなくてもいいかなと思います。私が考えたのは、いかにもあいまいな捉え方で、はっきりとしたことを知りたがっているという、それに答えてやりたいなと思いました。

## 委員長

今、室委員が言われました家庭教育の定義というのは、新しい教育基本法の解説という本が出てるんですけど、これを見たらはっきりわかります。家庭教育というのは、家の中なんです。教育の場として、家で誰がするか。いわゆる親、保護者、成年後見人とかと、それがやるんだと、これははっきりと解説に書いています。だから家庭教育の定義というのは、これだと私も思うんです。もう一つは、第10条の第2項というのは、支援をしていく。それは何かというのは、家庭手帳を配布したり、いろんな相談窓口を作ったり、こんなことを第10条第2項の解説で書いています。ということで家庭教育の定義というのはきちっとできると思うんです。

## 市長

ありがとうございます。そのほかはどうか。では、前文は、一応この案でさせていただくということで、もし付け加えとか和歌山市らしさを出したほうが良いとかというご意見がありましたら。

よろしいですか。

では、それ以外の各条文についてのご意見を頂ければと思います。

## 金子委員

細かいそれぞれの条文に入ってきてしまうんですが、17ページをご覧くださいませでしょうか。17ページの中ほどに第9条、第10条と、「親としての学びの支援」、そして「親になるための学びの支援」ということで、これは対になっているものだと思うんですが、それについての条文が細かく見ていくと少し違っているんですが。具体的に言いますと、第9条と第10条の第1項はそれぞれ同じように、「支援する学習の方法を開発し、及びその普及を図る」ということで、方法の開発、そして方法の普及ということが書かれているんですが、第2項が第9条と第10条で異なっていて、これは案のときに意図的に変えたのか、それとも単に抜けているというだけの話なのか。第9条の「親としての学びの支援」のほうは、第2項では「市は、親としての学びを支援する学習の機会を提供する」と、学習機会の提供ということが書かれています。第10条の第2項では、市が学習の機会を提供するという、市が提供する主体になるのではなくて、市以外の学校、地域住民、事業者とか、それらの関係者が学習の機会を提供することを市は支援するというので、学習機会の提供を市はするということとは記載されていないのです。これは、文言の整理として両方をそろえたほうが良いと思うんです。市は、親になるための学びについても学習の機会を提供するでしょうから、第10条についても、第9

条の第2項のような条項を入れて、反対に第9条のほうにも、地域とか、地域活動団体が、親としての学びの支援を提供することもあるでしょうから、それを市が支援するということが、第10条の第2項の内容を第9条にも入れるということで、第9条も第10条も、3項の構成にしたほうがいいのかと思います。

#### 市長

ありがとうございます。この第9条、第10条を違いも含めてもう一回説明してくれませんか。

#### 学校教育課 副課長

今ご指摘のあった第9条の第2項、それから第10条の第2項について、市の役割という部分が違ってきます。これについては、今ご指摘のあったように、第10条の第2項には、市が学習の機会を提供するという部分が入っておりませんので、条例に関して、第2項、第3項という形で、「市は、親になるための学びを支援する学習の機会を提供するものとする。」という部分を盛り込むことを検討したいと思っております。第10条の第2項については、第3項という形で。それから、第9条についても、逆に「学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が、親としての学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。」という形で加えていくことについて検討したいと考えております。

#### 市長

第9条、第10条を一つにして、3項立てにするのですか。

#### 学校教育課 副課長

いえ、別です。親としての学びの支援と…。

#### 市長

第10条の中に第3項を設けるのですか。

#### 学校教育課 副課長

はい。第9条を第1項、第2項、第3項という形で、第10条も同じく第1項、第2項、第3項という形で構成することを検討していきたいと思っております。

#### 学校教育部長

両方の第2項の書き方が違うのですが、第9条を考えたときに、これは親への支援ということであって、直接市が学習の機会を提供ということが大事だろうということで最初に挙げました。第10条のほうは親になるための、つまり子どもであったり妊娠中でもうすぐ親になるという人も含めての場合には、子どもであれば学校の教育もあるし、地域住民が妊婦さんを支えていただくとか、いろんなほかの団体がそういう学びに関する学習の機会を、これから親になる人に提供するということがたくさん考えられるということから、そうやっていただけることを更に市が支援していくというスタンスで書いたのです。結局、第9条、第10条は両方

第2項の部分はどちらにも含まれてくるということで、今、東副課長のほうから申し上げたように、両方を含めて、両方ともに第3項まで作るのか、第2項のところにもまとめて両方の意味合いを込めた文章にするのか、そういうところを検討したいと思います。

#### 金子委員

さっき東副課長が説明してくださったとおりで、第9条、第10条ともに3項立てにすればよいと私は思います。

#### 市長

わかりました。

#### 中迫委員

3項立てにするというのはいいんですが、表現の点についてはもう一度検討いただいたほうがよいと思います。表現方法としては、第2項、第3項を合わせた表現にすると条文の体裁もあると思いますので、その部分はもう一度検討いただいたほうがよいと思います。

#### 市長

第9条、第10条については、支援の意味合いを込めてどちらも3項立てにするのか、それとも合わせるのかということは事務局で検討させていただきます。どうですか。

#### 室委員

最初に読んだときの印象ですが、親になるための学習と将来親として身に付ける学習と、これは2つにきっちりと分けるものだと思っています。第10条のほうですが、子どもは言ってみせてそれを身に付けていくものではないです。子どもは体験が大事です。体験を重視したやり方で、その意を身に付けていこうというのであれば、それを市が支援をしていこうということで、とってははっきりとした意味合いで取っていたんですが、ごちゃ混ぜにしますか。

#### 学校教育課 副課長

条文も何度か文章を変更しております。第9条には、「親としての学び」の後ろのカッコ内の頭に、「保護者が」という文言を入れておりました。それから、第10条の「親になるための学び」の後ろのカッコ内の頭には、「子どもが」という言葉を入れて作っておりました。検討会を進める中で、保護者に対する支援と子どもに対する支援はあるんだけど、まだ保護者になっていない妊婦さんであるとか、そういう方にも支援をしていきたい。和歌山市としては保護者と子どもだけではなく、切れ目のない支援をしていくという上では、対象が保護者あるいは子どもというふうに限定しないほうがという思いで外したんですが、結果的にすごく曖昧な第9条、第10条になってしまったと、今ご指摘があったところで感じております。第10条については、これから親になっていく子どもたちの学びの支援ということで、「子どもが」という言葉を入れたほうが、これから親になるための学びというのが明確になるのではないかと、いうふうに思われます。したがって、第10条の「親になるための学び」については、カッコの中を「子どもが」という部分も含めた表現に変更することを検討していきたいと考えてお

ります。

### 室委員

第9条の文章でいくと、「親としての学び」の中で、胎児を持っている親も当然含まれます。当たり前なんです。流れを追って途絶えないという考え方でいくならば、第9条、第10条のはっきりした性格を出されるほうがいいんじゃないかならうかと思います。

### 市長

では、第10条に「子どもが」というのを足すことで明確にさせていただくということでしょうか。では、ほかにどうですか。

### 委員長

今気付いたんですけど、新しく事業者というのが出てきますね、地域社会だとか学校だとか親だとかというようなところで。12ページは「家庭教育、子育て支援等に関する施策」を列挙してくれているんですが、これはほとんど福祉局の担当です。事業者というのは福祉局は関係があるんですか。

### 福祉局長

そういう意味での、条例に書かれている事業者というのは、福祉局としては関わりはありません。

### 委員長

ないですね。だから、この第8条の第2項の、「事業者は、市が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努める」というのは、このままだったら書いただけになるのと違うかなと思うのです。これは大切なことで、企業の中に子育ての施設を設ける、あるいは労働時間の短縮をしていくだとか、これは福祉局とは関係ないことになってきます。ここらのところを見落としていたんですけれど。

### 学校教育部長

条例の第2条には、ここで使う言葉の定義を書いております。第2条の第5項のところに、「この条例において『事業者』とは、事業を行う法人その他の者をいう。」ということでありますので、これはこれで意味が…。

### 委員長

そうですか。いけますか。

### 市長

平田局長が言っているのは矛盾してきませんか。

### 福祉局長

おそらくこの事業者というのは、市内全体の会社、一般企業のことをいわれていると思うので、例えば、育休明けはこうだよとか、そういう子育て環境を良くするような指導をしていくんだったら、役所の中では産業まちづくり局のほうに関わってくるのかなと思います。

#### **委員長**

子育てというのは、すごく社会問題化しています。第8条の第2項は、「事業者は、市が実施する家庭教育を支援する施策に協力するよう努める」と当たり前のことですね。

#### **市長**

事業者は、一般企業ですね。

#### **金子委員**

今の事業者の絡みなんですけど、第8条で先ほどは第2項の話が出てましたけども、第1項のほうに、「事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の健康と安心を確保し」という記載があるんですけども、「健康」はわかるんですけど、「安心」はどういうことをイメージされてこの条文に記載されているのかなと思ったんですが。

#### **学校教育課 副課長**

少しでも心にゆとりを持って家庭教育に取り組んでいけるような環境という部分で、「安心」と入れさせてもらいました。

#### **市長**

雇用面の安心ですか。いろんな面の安心ですか。

#### **学校教育課 副課長**

雇用されている従業員の方が保護者である場合に、家庭教育を安心して行っている、あるいはこれから親になろうとしている方も含めてですね。

#### **市長**

ちょっとわかりにくいですね。

#### **金子委員**

「健康」というのは、労働時間の関係とか、いろいろ思い浮かぶことがあったんですが。その後に「職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な就業環境の整備」と書いているので…。

#### **学校教育課 副課長**

それが実現された場合、やっぱり安心感が持てるということで。肉体的な健康、心の健康もあるんですけども、心の面での安心感というものを持って取り組んでいけるような環境を整え

ていただくということで。

#### 委員長

とすれば、福祉局と教育委員会だけではない、他のパートも入ってもらわなかったら、この第8条が生きなくなってきました。さっき出たような企業関係の部局ですね。

#### 学校教育課長

検討会のメンバーの中には、産業まちづくり局の産業政策課長も来ていただいて、一緒に検討会を開いております。

#### 委員長

わかりました。

#### 室委員

企業に対する指導というのはオープンで、一般的になっています。男性は早く帰れるように、手助けができるように、また少し具合の悪い子どもを抱えたら、途中でちょっと出してくださいと言えるように、そういうことのできる環境づくりをしていけというのは一般的になっています。ワークライフですね。だから、わざわざここに関係者を持ってこなくても、こういうことに対して配慮していただけるように、そのような働きかけは市のほうからもありますでしょう。

#### 市長

ほかにはご意見はありませんか。では、今のところはそのままということで。

ほかはどうですか。

#### 委員長

2ページをご覧ください。2ページと12ページは関連してくるんですけど、家庭教育推進に向けた取組を、本市でもこれだけの課がこれだけのことをしているということなんですが、アンケートを見ると、非常に窓口が多いと。窓口が多いのは悪いことではないと思います、いろんなケースに応じて窓口ができるんですから。ところが、窓口はお店だと、店は多いんだけどお客さんはどこの店に行っていかわからない。それは自分で判断しろというようなことになっていませんか、というのがアンケートの裏側を読むと、そういう事になるんです。市としたら、こんなこともやっていますよと、いろんなことをやってる。たくさん店が出ている。悩んでいる人はどこの窓口へ行っていいかわからない。非常に難しい話かもわからない、ワンストップ窓口というのは。それを仕分けしてくれるような窓口があったらいいなと思うんです。アンケートの結果を見ると、お母さん方が本当に悩んでいるのだけでも、どこへ行っていいかわからない。市がこれだけのことをやっているというのは大したものだと思うんですが、これを仕分けする人というか、コントロールする人というか。

#### 福祉局長

いろいろな可能性があると思うんですけど、うちの部局でも関係各課を寄せた会議をよくするんです。悩んでいる方がどこの課に来るかはわかりません。どこに来ようと、最終的にこども総合支援センターに回る可能性は高いんですけども、すぐに連携を図って対応できるようにしています。コミセンの子育て広場に来る可能性もありますし、電話の方もいらっしゃいますから、どういうときにどういう悩みを言われるかというのは様々だと思います。そこで、その後どうつながるかということが我々の課題なんで、それはつなげていっているように感じているんですけども。広報なんか通じてもそうですけども、正直、顔の見えない電話相談が一番多いと思います。その後、いかに顔の見える関係に持っていけるかというのが行政の努めだと思うので、確かにどこに行ったらいいかというよりも、どこでも聞いてますよというような体制を作るのが大事だと感じます。

### 委員長

アンケートの結果を見たら、どこに行っていかわからないとなっています。行政としてはやっている、店はいっぱい出ている。実際のお客さんはどこへ行っていかわからんということがアンケート結果から出ている。アンケート結果というのは、提案理由の非常に大きなバックデータです。どんなところを調査して、この条例案を提出してきたんだということは、やはり提案理由がきちんとしているということが大事です。形式的にはわかっているんだけども実際にはそうじゃない。これは、局長が言った大きな課題、市民サービスに対する課題だと思います。

### 市長

今回、子育て世代包括支援センターというのを作って、それはどちらかといったら就労支援的なところは余り入ってなくて、子育てに関する一括窓口になっているんですが、今回は事業者、就労支援的なことも入ってきたので、今までの振興基本計画とかなり違うところがあります。今までは産業の就労のほうへ入れていた分野、女性が働きやすいとか、そうした分野が今回この条例に入ってきたんで、確かに言われるように、子育て支援というのを産業面からも捉えていかなければいけないんでしょうね。そういう意味では、包括のワンストップ窓口でやれるかという、ちょっと頼りないところがあります。今、市長の手紙とか、市長へ直接来るいろんな相談事は増えています。そうした中で、それは総合的な制度というので、並行してやっていけるんじゃないかと思いますが。

### 室委員

家庭教育の問題が広がってまいりまして、どうしてもそれを片付けていかなければいけないので、いろいろな組織で、ポジションで動いてきた。ところが今回この条例ができると、基本的な考え方が一本出来ますので、その考え方の下に一度関係者の皆さんで集まっていたいで組織作りをなさって、もしかしたらこれ以上に必要なものというのをもたくさん出てくるかもしれません。そうしたこともこれからの課題になるかと思います。

### 市長

事務局に聞きたいんだけど、事業者の役割が入ってるのだけど、資料自体がほとんど子育て

の事業ばかりで、産業的なところの就労支援だとか、そういったことは、当然、事業者の役割に入ってくるんだから、その資料も要るんじゃないですか。女性が働きやすい就労支援、いろんなことをやってるんだけど、資料として入れていくべきじゃないのかなと思います。

### 学校教育課 副課長

条例を策定する中で、だんだん範囲が広がってきました。検討会も、最初は少しのメンバーというか、関係する部署だけが集まったんですけども、この部分も必要、あの部分も必要となってきたところで、産業政策課の方にも入ってもらわないとということで、どんどん今膨らんでいますので、室委員おっしゃったように、まだこれで十分であるかどうかも定かではない状況だと把握しております。今後、条例が出来上がったときには、もう少し精査して、関係部局としっかり連携を取って、施策につなげていきたいと考えております。

### 委員長

最後の最後に言おうと思ったんですけど、実はこれには、財政措置のことは入っていないんです。ただ私たちは、条例を出すということは、市が尊重するという事だろうと思ってます。教育委員会は予算権もありませんから、条例を出すということは当然、財政措置をしなければならぬという面が出てくると思います。他府県においては、ほとんどに財政措置の項目があります。ありますけども、今回、和歌山市はそういうことを理解した上で、条例を作るということは市としての意思だというふうに思っております。財政措置も言わずもがな、当然市の意思ですから。画竜点睛を欠くということわざがありますが、最後に市長が竜の目を入れていただいて、その竜が天に昇っていくというようなことになったらいいなと思います。

### 市長

教育振興基本計画を作ったり、4年間で行政側から見た支援を、今回の条例は各役割を更に足していくという形になります。そういう意味では、両方を通してしっかりと財政的な支援ができるようにしていきます。

そろそろ時間が来たのですが、ご意見があったらどうぞ。中迫委員いかかですか。

### 中迫委員

条例は条例として、条例ができた後どんな形で運用していくかというのは非常に気になるところというか、難しい問題を抱えていると思うんですが、「現状の家庭教育支援の問題点と改善策」で、現状の家庭教育支援というのはセミナー型が多い、本当に来てほしい人が来てくれないということです。そういう意味でいうと、今こういう家庭教育支援をやらなきゃいけないというのに、一つにはやはり学力の低下というのがあり、和歌山の家庭教育が少し至らないということになるんじゃないかと思えます。その支援をすれば、本当に来てほしい人が来てくれない。そうすると、ここに書いていますが、アウトリーチ型へ移行せざるを得ないんじゃないかなと思うんですよね。和歌山県下でも、橋本とか湯浅でもやっているみたいなんですけど、どうも橋本はそれほど活発に利用されていなくて、湯浅なんかは非常に熱心にやられていると聞いていますので、ここは十分検討いただいて、条例ができただけというんじゃなくて、本当に家庭教育支援につながるような、そういったことを検討いただきたいと思えます。

## 教育長

補足になるのですが、湯浅町のアウトリーチ型ですが、平成21年に教育委員会だけで訪問活動、戸別訪問ということでやっていきました。ただ教育委員会だけなので、なかなか保護者の方の要望が受け止められないということもありまして、昨年度、平成27年度から町全体としてチームを作って活動しているという報告を頂いております。文科省のそういったモデルを取り込んだ活動です。

## 室委員

日本が少子化の方向に向きだした対策ですが、エンゼルプランは平成7年からです。平成12年に新エンゼルプラン、それまでは大体働く女性が子どもを育てている、家事をするのに大変だろうという方向の軽減の策を取っている。ところが、それでいいのかどうか一度調査があって、そこではっきりしたのは、主婦で子どもを育てている人のほうが負担感をはるかに大きい。そして、その悩みは何かといたら、孤独。結局、そうしたところに出て行けない、そういう層がある。そこで生まれたのがこんにちは赤ちゃん事業で、家庭を訪問していきましようという形になって、そこからつないでいこうとしてるんですけど、なかなか和歌山市は広いですし、訪問していいかどうかの希望も聞くんです。そうすると、お断りになる方が何人もいらっしゃる。徹底しにくいところなんですけど。でも、出て行かなきゃなかなか難しいのです。

## 委員長

この条例を県単位でやっているのは7つですか。市がやっているのでは2つか3つぐらいですね。中核市では和歌山市が初めてだと思うんです。腹をくくって、提案をしていただいて、さっきから何回も言っていますが、提案理由の一つとしてはインターネットによる調査の重みだと感じているのです。だから、これをやると和歌山市は先進都市になると思うんです。我々も腹をくくらないといけませんけど、行政としても腹をくくると、市長にそんなことを言うのは大変失礼なんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

## 市長

はい、わかりました。では、意見が出揃ったようですが、金子委員よろしいですか。

## 金子委員

他の委員の方々と同じ思いです。

## 市長

ありがとうございます。条例に関してはいろんなご意見を頂きました。今日頂いたご意見というのは更に精査させていただきます。それから、議会のほうで議論いただくこととなりますけれども、我々としてはやっぱり条例が実効性を持っていろんな家庭教育としての支援をしていくこと、実効性を持つことが大事だと感じています。その観点でしっかり中身を精査して、条例を策定させていただいて、策定した以上は、全国に誇れるような条例として実行していくように考えていますので、今後ともよろしくお願ひします。

本日は、誠にありがとうございました。

閉会 11:30